

資料 1

2 人権感覚育成のための視点について

(1) 人権感覚育成のための視点

人権感覚をそのまま教育の対象ととらえることは容易ではありません。そこで、人権感覚を育成することに寄与すると考えられる様々な要因に注目し、いわば間接的に人権感覚を育てることが有効であると考え、本県では「人権感覚育成のための視点」として、以下の九つを取り上げました。

視 点	内 容	概 念
人間の尊厳・価値の尊重	自分及び全ての他者をかけがえのない人間として尊重しようとする。	人間の尊厳、想像力、感受性
生命尊重	自分及び他者の生命を尊重し、また、全て生命あるものは互いに支え合って生きていることを知り、生命への畏敬の念をもつ。	生命尊重
自己尊重の感情	自分自身に対する誇りをもち、自分を価値ある存在として肯定的に認め、受け入れる。	セルフエスティーム、自己肯定感
共感と連帯感	他者の立場や思いに興味・関心を寄せ、仲間同士として共通の目的を目指して努力しようとする。	他者への関心、協力、共生、共感、帰属意識
公平・公正	一方に偏ることなく、平等を重んじ、正しいことを貫こうとする。	自由、平等、規範意識、法の尊重、善悪の判断、正義感
多様性の尊重・共生	人々の文化、生き方、価値観などには多様性があることを知り、互いの違いを認め合いながら、共に平和に生きようとする。	多様性の尊重、異文化理解、偏見、共存共生
コミュニケーション能力	自他の権利を尊重し、意見や気持ちを適切かつ豊かに伝え合い、分かり合える。	受容、傾聴、非攻撃的な自己主張、論理的合理的な表現、多様な表現方法、合意形成、プレゼンテーション能力
権利と責任	人間らしく生きるため、権利に基づいて行動し、その行動に責任をもつ。	自立、自己決定、義務、責任
参加・参画	よりよい社会の実現を目指し、他者と連携・連帯し、積極的に社会に参加・参画していこうとする。	連携、連帯、対話、合意形成、参加、参画、行動

人権感覚育成プログラム（学校教育編）第2集（平成31年3月）より

子どもの様子

《保育所・幼稚園》

- よくケガをしてくるが、原因がはっきりしない、手当が十分でない
- 打撲によるあざ、火傷などの不自然な傷がよく見られる
- 特別な病気もないのに、身長や体重の増加が悪い、あるいは次第に低下している
- 着衣が薄汚れていたり、季節や気温にそぐわない服装をしていたりする
- 長期間入浴していない
- 服装や顔、髪の色、手足、口腔内が不潔である
- 表情や反応が乏しく、元気がない
- 基本的な生活習慣が身に付いていない
- おやつや給食をむさぼるように食べる、おかわりを何度も要求する
- 理由のはっきりしないまたは連絡のない遅刻や欠席が多い
- 転んだりケガをしたりしても泣かない、助けを求めない
- おびえた泣き方をする
- 身体接触を異常にいやがる（抱こうとすると逃げる、身を固くするなど）
- いつもおどおどしていて、何気なく手を挙げて身構える
- 職員を試したり、独占したりしようとし、まとわりついて離れない
- ささいなことでもすぐカーッと成り、友人への乱暴な言動がある
- 親が迎えに来ても帰りたがらない
- 年齢不相応な性的な言葉や、性的な行動が見られる

《学校》

- よくケガをしてくるが、原因がはっきりしない、手当が十分でない
- 打撲によるあざ、火傷などの不自然な傷がよく見られる
- 身体的発達著しく遅れている
- 季節や気温にそぐわない服装をしている
- 服装や顔、髪の色、手足、口腔内が不潔である
- いつもおどおどしていて、何気なく手を挙げて身構える
- 表情や反応が乏しく、元気がない
- 基本的な生活習慣が身に付いていない
- 給食をむさぼるように食べる、おかわりを何度も要求する
- 放課後になっても家へ帰りたがらない
- ささいなことでもすぐカーッと成り、友人への乱暴な言動がある
- 虫や小動物を執拗にいじめたりする
- 自分より年下の子と遊ぶことが多く、時には威圧的である
- いったんハメを外すと止めどがなくコントロールがきかない
- 授業に集中できず、落ち着きがないまたはボーッとしている
- 衣服を脱ぐことに異常な不安を見せる
- 急激な成績の低下
- 接触の回数を重ねても関係が深まらない

- 教室から抜け出す
- 盗みや嘘を繰り返す
- 家出を繰り返す
- 年齢不相应な性的な言葉や、性的な行動が見られる
- 極端な性への関心や、拒否感が見られる（特に女子の性的逸脱行為）
- 理由のはっきりしないまたは連絡のない遅刻や欠席が多い
- 長期間欠席しており、家族とも連絡が取れない
- 能力的な問題はないのに学業成績が不振
- 子どもが描いた絵に気になる点がある

- * 不登校として認識していた長期欠席児が、実は深刻な保護の怠慢・拒否（ネグレクト）を受けている場合があります。
- * 虐待を受けていると、友だちとの関係が暴力的になったりすることから、「いじめの加害者」として関わるうちに、実は虐待を受けていることが発見されることもあります。
- * 非行や家庭内暴力などの問題行動を示す子どもの生育歴に、家庭内の虐待関係が発見される可能性もあります。

保護者の様子

- 子どもとの関わりが乏しかったり、冷たい態度をとったりする
- 子どもへの怒り方が異常である
- 子どもへの要求をくみ取ることができない
（要求を予想したり理解したりできない、なぜ泣くのかわからない）
- 子どもが新しい遊びや遊具に関心を持つことを好まない
- 子どもを自分と対等な存在と感じ、自分を脅かす存在と見ている
- 乳幼児期から甘やかすのはよくないと極端に強調する
- 自分の思いどおりにならないとすぐに体罰を加える
- 子どもに心理的に密着しすぎるか、全く放任か極端である
- 子どもに能力以上のことを無理矢理押しつけようとする
- 保護者の極端ないらだち、不安定がある
- 被害者意識が強かったり、イライラしたりしている
- 保育士や教師との面談や家庭訪問を拒む
- 保育士や教職員に対して過度に攻撃的（ささいな非を追及する）
- 子どもを無断で欠席させることが多い
- 予防接種や健康診断を受けさせない
- 家の中が乱雑・不衛生
- 夫婦仲が悪い
- 地域の中で孤立している
- 母親にも暴力を受けた傷がある

- * 母親に暴力をふるう父親は、子どもにも虐待をしている可能性があります。
- * 家庭内で日常的に暴力にさらされている子どもは、直接的な暴力を振るわれていなくても、心理的虐待を受けていることになります。